

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第2回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和3年9月24日(金) 午前9時30分～12時00分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	7人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	4人 (人権・男女共同参画課長、他3名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	15人 (ほか報道機関3人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

### 1 ヒアリングについて

資料1「前回の審議会における意見について」及び資料2「ヒアリングについて」に関し、事務局より説明を行った。

#### (1) 師岡康子氏

弁護士(東京弁護士会所属)、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員(矢嶋会長)ではこれからヒアリングを始める。まず師岡弁護士から話を伺う。

(師岡弁護士)相模原市にヘイトスピーチの対策をしなければならないほどの被害があるかという立法事実について、まず皆さんと共有していきたい。一部には相模原市にはもうヘイトスピーチはなくなったのではないかという意見もあると伺っているが、いくつか項目に分けて、差別主義団体が相模原市でどういう活動を行っていて、今どうなっているかということをお話する。

まず出発点としては、2018年3月31日に相模原の公的な施設内で日本第一党が「シナ人、朝鮮人はやりたい放題」で「実際にそういう法律や条例を作るような人たちを木からぶら下げる。そういうことをすれば通せなかったはずだ」ということを選挙運動の一環として発言した。これでもし仮にこの団体が解散したとか、これについて謝罪したというなら話は違うのかもしれないが、この団体は今でも活動していて、代表が2020年の東京都知事選挙に立候補して18万票も取り、今年11月に行われるであろう衆議院議員選挙にも立候補を予定している。そしてまた、この団体の事務局長は相模原市の市民であって、統一地方選挙で日本第一党から3人も相模原市議会議員選挙に立候補させ、ここでも党首は、差別に対して抗議していた市民に対して、「ここにいるのは北朝鮮の工作人員」などと、全く根拠なしにこのような差別を煽り、「選挙権のない朝鮮人は帰れ」というような発言をしたという事実がある。

2020年には日本第一党の元党員が代表である日の丸街宣倶楽部という団体が相模原市内で街宣をしていて、たとえば2020年11月には「川崎では在日朝鮮人に汚染された結果、日本人の口を封じる条例」と差別を煽る発言をした。2021年6月には同じ団体がコロナウイルスを「武漢ウイルス」と言って、中国に対する偏見を煽ることを言った。2021年7月18日には、同じ団体が「在日コリアンというのは日本国籍に変えることなく居座っていて日本人と同じ権利をよこせと言っている」と発言した。今年の9月5日には、同じ団体が「本国、北朝鮮に帰れ」といったプラカードを掲げ、同じメンバーが川崎市内で続けて街宣し、「川崎市内では在日韓国朝鮮人というのは寄生虫だ、日本にたかる寄生虫だ」と発言した。

このように、実際に活動が続いており、また2023年の統一地方選挙では日本第一党は相模原市でまた候補者を出す予定と公言しているので、必ずこのような活動が続くということである。

今話を聞いて、自分が在日朝鮮人だとするならば、このような人たちがいつ市内で街宣をして活動するか分からず、また、ずっと今後も活動し続けるという状況についてどのように感じるか、どういう生活をしなければいけないのか、ということを想像して欲しい。被害については後でまとめてお話する。

それから具体的なヘイトクライムとしては、去年、相模湖のダムの追悼碑の一部「朝鮮半島から国の国策によって連れてこられた方々」というところだけが削り取られたことが判明したと報道されている。ここの部分のみ削るということは、朝鮮の人たちに対する差別的な動機が明らかで、犯罪行為としては器物損壊罪に当たる。差別的な動機に基づく犯罪、いわゆるヘイトクライムに当たるということは明らかであると思う。

それから、今の相模原におけるヘイトスピーチとして、ネット上のヘイトスピーチというのは非常に大きい。これは毎日毎日のことであり、相模原市民の方々が例えばそのYahoo!ニュースなどで韓国・朝鮮などに関わるニュースを見ると、毎日毎日大量にそこに「朝鮮に帰れ」などのヘイトスピーチのコメントが書き込まれている。それから、民族名でたとえばTwitterなどに投稿すると、それだけで集中攻撃を受けるといのが現状である。特に相模原に関係することと言うと、やまゆり園事件が挙げられる。これは障害者に対するヘイトクライムであるが、その犯人は在日コリアンだと差別を煽るデマが事件の直後からあった。もう裁判も終わり、身元が明らかになっているにも関わらず、犯人が在日コリアンだという明らかなデマが現在も続いている。特にこれは報道もされたが、去年8月に写真とでっちあげた民族名付きのツイートがされて、それに2,000件以上も「いいね」がついてしまって、今もそのデマは続いている。このようなデマは非常に危険で、日本だけでなく各国で、ある犯罪をした人が特定の属性を持った人だということが報道されて扇動されるとその同じ属性を持った人たちが攻撃されて、実際に殺されるという事件が相次いでいる。

それから、相模原市における具体的なヘイトスピーチの例としては、BuzzFeedというネットニュースで在日コリアンの女性の後ろ姿を写した写真とともにその人がヘイトスピーチについて自分は大変恐怖を感じているということコメントしたという記事が載せられた直後から、その写真を使って、コメントを張り付けて「自分の国へ帰れ」という差別ツイートが多数あり、今も残っている。差別をやめて欲しい、若しくは怖いと言っても、在日コリアンの属性を持った人たちが攻撃されているという状況が続いている。

それから、差別DVDというものの配布も明らかになった。今年の1月に相模原市内の集合住宅に朝鮮DVDというものが配布されたと報道されている。内容は非常に酷いもので、「ダニ」「ゴキブリ」というような発言のある動画などが入ったものが配布されている状況である。このように、相模原市において、もうヘイトスピーチがないという状況では全くない。街頭でも公然と行われているし、ネット上でも、DVD配布のような陰湿な形でも続いている。

それによってどのような被害が生じているかということも一部報道されているところだが、2つに分けられる。1つは直接標的にされた人たちが非常に大きな被害を被っているということである。先ほど後ろ姿の写真付きで記事になった方がいるということをお話しした。その方は朝鮮学校に3人の子供たちを通わせているが、その街宣に出くわしてしまったことによって、いつまたそういうことがあるかわからないし、そのような人たち若しくはそのような人たちの街宣によって朝鮮人に対する悪い感情を掻き立てられた人たちがいつ攻撃してくるかわからないということで、「オモニ」

と外で言わないように子ども達に言い聞かせなければならなかったという。他の方からも、コリアンと分かる名前の表札を外に出すということはやめた、若しくはずっと出したことがないという話を聞いている。

その街宣やネット上のヘイトスピーチなどについては一時的なものだからそれを見なければ良いと言われるが、マイノリティの市民の方は、街宣を避けて行動するために街宣があるかチェックしなければ外出できないとおっしゃっていた。それは本当におかしな話で、なぜマイノリティの属性を持った人がそのような恐怖を感じて生活しなければならないのか。そしてまた多くの被害者の方は、そうした状況が放置されていて誰も止めない、周りの人が止めない、公的な機関が止めない、ということが恐ろしいとおっしゃっている。また、実際に襲われても誰も助けてくれないのではないか、ということを実際に日々感じて生活をさせられている。

それから、ネット上の被害というのは非常に大きくて、現代では、ネットを使わないわけにいかないが、ヘイトスピーチ解消法ができた後に法務省が行った調査結果でも2割～4割、特に韓国・朝鮮・中国の籍の方のうち4割の方はネットでヘイトを見てしまって、そのサイトを見ないようにしたということが書かれていた。私も直接話を聞いたが、相模原市の民族団体の方も保護者の方から相談を受けていて、在日コリアンの子供たちがネットでヘイトを見て自分は一生コリアンであることを隠して生きていかなければならない、もう日本国籍を取るということを言っていて非常に悩んでいるという。

それから、社会全体に対する害悪である。やはりこのようなものが放置されていると、差別やある属性を持った人たちに対する憎悪が広がって、実際に何らかのきっかけがあると暴力に結び付いてしまう。これは、実際の世界的な歴史を見ると明らかであり、現在進行形で、アメリカでは、コロナは中国、アジアの人が広めたというデマに基づくヘイトスピーチによって一般の市民がアジア系の人達に対する暴力を行うということが実際今起きている。このような現状があるということと、そのヘイトスピーチというのが実際に最終的にはその属性を持った人たちを皆殺しにすることになるということが世界共通の認識になっていて、だからこそこれは人種差別撤廃条約や自由権規約などで、法律で禁止して止めなければならないと言われている。

それが実際に相模原でも現在進行中で、市民の方々が非常に苦しみ、恐怖の下に生活をせざるを得ない状況に置かれている。それに対して、ではどうすればいいか、ということである。まず、相模原がそのような差別や暴力が蔓延するような都市になってはいけないというのが共通の認識で、ではどうやって止めるのかということが共通の問題だと思うが、これにはやはり国籍民族による差別の問題を根本的になくしていくという取組が必要である。そのために人種差別撤廃条約などは、包括的な教育・啓発や様々な交流など含め、包括的な対策が必要だとしている。

包括的な差別を撤廃する政策が必要であるが、その柱になるのがやはり法的な禁止である。まず、差別的な言動、ヘイトスピーチを含む差別が違法であると明確に禁止する規制法が必要だというのが国際的な考え方であるし、それが条約に加入している日本に求められていることである。なぜなのかと言うと、現行のヘイトスピーチ解消法の2条には定義規定はあるが、禁止規定がない。明確に違法としていないというの

が非常に問題で、本来非常に大きな被害があるのだから、そういうものを許さないということを法律で定めるというのが本来の法治国家の仕組みである。だから、たとえば殺人や窃盗、脅迫というのは違法な行為として禁止され、しかも刑事処罰の対象になっている。深刻なヘイトスピーチは、今見たように人間社会にとって絶対に許してはいけないものなので、これをまず明確に禁止することによって、それは絶対にやってはいけないものだとしす教育・啓発効果もある。抑止効果もある。

解消法は抽象的なものなので、何がヘイトスピーチなのかということがなかなかハッキリせず、やはり抑止効果も弱いわけである。実効性の点がやはり弱い。特に、不特定の集団に対するたとえば「〇〇人を皆殺しにしろ」というようなものというのは、現行の民法や刑法では違法とされていないので、これを何か具体的な措置で止めるためには、まずその禁止規定において違法とすることが大事である。差別を止めていく条例の中に救済規定を入れるというのはとても大事であるが、救済機関を作るにしても前提として禁止されているということを明記しないと一般的な勧告くらいしかできない。勧告も、正確には厳しいと思う。まず違法として禁止することが大事である。それから、規制・禁止だけではなく、今まで紹介したような「皆殺しにしろ」というような深刻なヘイトスピーチに対しては、刑事規制で強制的に止めることが必要である。そうでないと被害者の人達に深刻な被害をもたらすというだけではなく、社会に蔓延してしまっ、それが止められなくなってしまう。

現在、日本でも進行している悪質で意図的で差別を繰り返す人々によるヘイトスピーチというのは、教育・啓発・交流などでは止められない。この前提に立って川崎市の条例というのは刑事規制を入れた。刑事規制は、ないに越したことはないが、それでは止められないからやむを得ない緊急の手段として刑事規制というのが導入された。被害者の救済のためには、まずは加害を事前に防止ということが一番大事である。被害が起きてしまったからのケアというのも大事であるが、特にこのように人間の尊厳を根本的に傷付けられて社会への恐怖・絶望感を抱かせ、そして、精神を病んだりとか、自傷行為を行ったりとか、国籍を隠したりとか、そのような人たちの苦しみというのは、一度生じてしまったら取り返しがつかないものである。そして、社会に対する悪影響というのも取り返しがつかないので、やはり被害者救済というためには、まず防止というのが必要だと思う。その防止のために一番効果があるのはやはり刑事規制である。禁止規定を前提として、取り分け悪質なものについては刑事規制をすることである。

この川崎市の刑事規制については、(勧告、命令を経て)3回目にやっと命令違反となるということや、その判断に当たり人権専門家による独立した専門機関が審査をするという慎重な規定で、罰則も最高で50万円の罰金に止まっているが、それでも明らかな効果があるということをご紹介したい。川崎市の条例が去年の7月に全面施行されて以降、明らかに川崎市の条例の第12条に違反するヘイトスピーチ、たとえば、「今住んでいるところから出ていけ」や脅迫、直接的な「殺すぞ」という表現、人以外の物に例えるようなことはなされなくなった。これを東京都のオリンピック条例と比べてみると、実は東京都ではコロナの影響もあって減ってはいるものの、今でも年に6回くらいヘイトスピーチを伴うデモがなされている。街宣だけではなくて、

デモもなされている。この東京都の条例には禁止規定がなく、ただヘイトスピーチ解消法の定義に当たるものというのがなされた場合には、専門家機関が判断し、認定し、公表するという仕組みがある。どんなヘイトスピーチがなされているかということは公表されているが、川崎市と比べると、川崎の条例ができて以降も東京都では「完全に排除しろ」や「ゴミ」というようなものが認定されても、ずっと繰り返されている。川崎でこの条例の立法事実になったのは、このようなヘイトスピーチなのであるが、条例が制定されて刑事規制ができて以降、少なくともそこに明確に当たることはなされていないということで、効果が出ている。

今述べたのは、刑事規制の必要性とその効果である。刑事規制の必要性としては、法的にも日本が入っている条約では既に、そのようなヘイトスピーチのうち深刻なものについては刑事規制をすることが求められている。もっとも、人種差別撤廃委員会の勧告で、この条約でも条約に当たるものについて全て刑事規制すべきだと述べているわけではない。とりわけその深刻なものについて、重大なものについては刑事規制をすべきだと言っている。それ以外のものについては、たとえば民事、行政の規制で対処するというやり方もある。川崎市の条例でもそのような仕組みになっており、禁止して刑事規制を設ければ他のものは何でもOKになってしまうということではない。このような段階を設けた対処の仕方は参考になると思う。

それから、刑事規制の根拠としては、ヘイトスピーチ解消法がある。同法第4条で、地方公共団体は、地方の実情に応じた政策をするよう努めるものとあり、附帯決議では、不当な差別的言動は地域に深刻な亀裂を生じさせているとある。具体的には、先ほど見たようなヘイトスピーチを伴う街宣などが繰り返されているところというのは、明確にここに当たると思うが、そのようなところは、一般的な努力義務ではなく確実に、着実に政策を実施しなければならない。この規定に基づいて、川崎市では刑事規制を含む条例を作ったということで、相模原市も川崎市の条例を参考にして取り組むべきだと思う。

表現の自由との関係について一言だけお話しすると、川崎市の規制方法が参考になると思う。川崎市の条例の規制方法というのは、非常に慎重な方法であるし、濫用がされないようにという配慮がなされているので、これは合憲だと私自身は考える。また、たとえば曾我部教授や奈須教授等ずっとヘイトスピーチを問題にしてきた方々の多くは、この条例は合憲だと表明されている。また、法務省の人権擁護局は、川崎市の条例を色々なところで紹介している。合憲だと判断していなければ、そのような扱いはしないと思う。

それから、川崎市の条例の規制方法であるが、川崎市と相模原市は、集住地区の有無という違いがあるが、川崎市は公共の場所でのヘイトスピーチというのを規制していて、集住地区限定のものではないので、相模原の場合でも使えると思う。この点について、公共の場所で行われる場合にはマイノリティの市民が直接聞く可能性があるわけで、悪影響も大きいということで、このような方法での規制というのは合憲ではないかと主張されている。

それから、表現の自由との関係では、規制の濫用の危険性と表現の自由一般に対する委縮効果という問題がある。これが懸念されているところではあったが、川崎市の

条例が施行後1年経ったが、そのような悪影響は出ていないし、今後も出ないと思う。というのは、規制の対象となっているのは「死ね」「殺せ」というような非常に限定されたものであり、それによって表現の自由一般に対する委縮効果が出るというのは論理的にもおかしいし、実際にも出ていないし、濫用もされていない。濫用されないような非常に慎重な仕組みが取られ、効果が出ているということである。

最後にまとめとして、川崎市の条例というのは、差別的な取り扱いについて禁止条項を置いており、包括的な差別撤廃条例であって、その中でヘイトスピーチについては禁止して刑事規制を設けているので、包括的な条例を制定するに当たってもこの川崎市の条例をベースに検討するのが良いと思う。ただ、川崎市の条例は差別の定義が弱いので、相模原で作っていく場合にはより明確な定義規定を置いた方が良いと思う。それからネット上のヘイトスピーチ対策についても、川崎市の条例よりも東京都の条例やネットモニタリングがうまくいっているところを参考にした方がよいと思うし、東京弁護士会のモデル条例も定義規定や救済機関について詳細に定めているので、これらも参考に具体的な差別をなくすための条例案というのを作っていただければと思う。以上である。

(矢嶋会長) 今、深刻な数々の被害の現状を踏まえたうえで、相模原市が条例を作るに当たっての具体的なアドバイスをいただいた。お話を伺って何かご質問等があれば、ご自由にお願ひしたい。

(金子委員) 一点お伺ひしたい。相模原市では、総合的な差別防止のための条例を模索しているが、このヘイトスピーチについて在日コリアンだけを対象にすべきとお考えなのか、相模原はやまゆり園の事件もあったので、この障害者の問題というのも非常に重大な問題であり、例えば障害者などそういう方々に対する差別的な言動についても含むような条例のほうが良いとお考えか、その辺りをお聞かせいただきたい。

(師岡弁護士) まず、対象は在日コリアンだけではなく、在日外国人である。法的な根拠としてヘイトスピーチ解消法があるので、それに基づいたものをするべきであるし、人種差別撤廃条約や自由権規約の要請ということで、お話しした。ただ、もちろん差別は外国人・民族・人種差別だけではないので、他の差別についても、川崎市の条例の仕方、規定の仕方だと差別的取扱いについてはあらゆる差別について禁止条項があって、それ以外のヘイト・差別的言動については在日外国人、若しくは外国にルーツがある人に限定されている。相模原市の外国ルーツの人に対する差別については専門なので状況を把握しているが、それ以外のことについては、禁止はするべきだとは思いますが、それにプラスして制裁として刑事規制を入れるべきかということ、そこまでの資料を持っていない。

(金子委員) もう一点、川崎の状況を教えていただきたい。川崎で条例が制定されて以来、条例で刑事規制の対象となる停止勧告等の対象となるような行為というのは、全く行われていないのか。全く消えてしまって、効果観面という状況なのか。

(師岡弁護士) 私から見たら、あの条項に当たっていると言ってもいいのではないかと思うものもあるが、少なくとも「死ね」「殺せ」や「ゴキブリ」や「出ていけ」といったものはない。

(金子委員) 逆に、他の自治体では散見されるのに対して、川崎ではなくなったということ

か。

(師岡弁護士) そうである。同じ人たちが東京ではもっと露骨なものが続けているが、川崎では刑事規制があってそこに抵触したくないということで、自分たちで自制しているのは明らかだと思う。

(工藤委員) 一点お伺いしたい。川崎市に続いて相模原市でこの条例が出来ると、全国の自治体や県内の自治体に対してどういう波及効果があるのか。

(師岡弁護士) 川崎市ではその先駆的な条例が出来て、効果も出ているが、そこしかないということで、差別を続けたい人たちが川崎市や川崎の在日の人たちを攻撃し続けているし、もし相模原で出来てしまったらそれが全国や国に広がってしまうのではないかと、ということで攻撃をしている人たちもいる。逆に言うと、相模原市でもこういったものができるということは、当事者の人たちに対して大きな勇気づけになるし、また相模原でそのようなことが許されないということになれば、それが全国に広がっていくきっかけにもなると思う。本来、この川崎市型のような規制の仕方であれば非常に慎重なやり方なので、国レベルでも導入が可能なものだとは思いますが、それが他に広がっていく大きなきっかけにはなると思う。

(辻委員) 川崎市の差別のない人権尊重のまちづくり条例では、勧告をして、命令をして、公表をすとなっている。23条に罰金に関する規定があり、24条のところでは法人格に関する規定があり、法人格のない団体も対象にしているのかを見ているが、もしその団体が新しく別の団体を作ってヘイトスピーチをやると、憲法で言うところの二重処罰の禁止という辺りで、川崎市でどういった議論があったのかということに気がなったので教えていただきたい。

(師岡弁護士) そのところは、結局やっている人たちは非常に限定されていて、ほとんど同じ人たちなので、抜け道にはならないように専門的な人の意見も聞いて判断するという話だったと思う。

(辻委員) 専門家の審査会がその辺りを抑え込んでいると。

(師岡弁護士) この点を含めて、審査会が判断をするということにはなっていると思う。

(辻委員) 違法な行為というのを助長するとか、即座に引き起こすことは、一般の法律でも規制対象になると思うが、川崎市の条例では規制範囲が広がっていると考えてよろしいか？

(師岡弁護士) 特定の人に対する犯罪を助長するということは、現行法でも対処可能であるが、いま問題になっている「〇〇人を皆殺しにしろ」とか「〇〇人を叩き出せ」ということについては、現行法では対処ができない。それがやはり日本の法制度の問題で、川崎市の条例では初めて不特定多数の集団のものに対するものも含めて、その人たちに対する犯罪を助長する言動というのを禁止して、対処の方法を設けたという意義があると思う。

(矢嶋会長) では、これにて師岡弁護士からのお話と質疑応答は終わらせていただきたい。

(2) 桧垣伸次氏

同志社大学法学部法律学科准教授

(矢嶋会長) 引き続き桧垣准教授の話を伺う。

(桧垣准教授) 先に現時点での意見を申し上げますと、私は刑事罰を必ずしも否定しているわけではなく、むしろ刑事罰が必要な場合もあり得ると考えており、川崎市の条例は合憲であると考えている。しかしながら、刑事罰というのは最後の手段であって、謙抑的に用いるものと言われている。また、濫用の可能性や表現に対する萎縮効果というものも考えると、合憲的に規制できる範囲は極めて狭くならざるを得ないと考えている。また、規制をしたところでそれをうまくすり抜けることも考えられ、刑事罰だけではなくて、非刑事的施策を有効的に用いるというやり方が良いと考えている。

もちろん刑事罰以外のいろんな対策というのは既にとられていると思うが、ヘイトスピーチの話になるとどうしても刑事罰に焦点が当たってしまいがちなので、非規制的政策を重視するべき理由や具体的な話について、少しお話させていただく。

では、まず、なぜ刑事罰などを含む規制的施策よりも非規制的施策の方が良いと考えているのかについてお話ししたいと思う。既に何度も何度もお話があったと思うが、憲法学というのは、権力は濫用され得るものであるということを前提としている。権力が濫用されるということはしばしば起こったものであり、この表現の自由というのは、歴史的に色々な政府から弾圧されてきたという事実がある。私を含む多くの憲法学者は、ヘイトスピーチに対して刑罰を科すとなると、それが濫用され、それ以外の表現まで規制されてしまうのではないかとということを危惧している。

もちろん、冒頭で申し上げたように、刑事規制が必要な場合もあるとは思う。川崎市がそのような事例であったということは認識しているが、通常、表現の規制が問題となる場合に規制されやすいのは、マジョリティにとって不快な表現であるということをお忘れではない。ヘイトスピーチと違う話になるが、たとえば、名誉毀損の表現には、現在、刑事罰も科されており、損害賠償の対象にもなっている。おそらく多くの方は、名誉を毀損する表現が規制されることは当然であると考えていると思う。しかしながら、これはアメリカの話であるが、名誉を毀損する表現に対する規制が公民権運動を弾圧するというに用いられた事例があった。NYタイムズ対サリバンという有名な判決、事件がある。これは、新聞に差別の苛烈さを訴える意見公告を載せたときに、そこに事実とは少し異なる記載があって、それが名誉を毀損するものだと訴えられた事件である。最終的には最高裁でその表現を保護する判決・判断がなされたが、第一審では50万ドルという巨額な損害賠償が認められていた。これはあくまでアメリカの話であり、日本とは事情が違うが、同じようなことが日本で起こる可能性も考えなくてはならない。マイノリティが声を上げて差別に反対する運動をしている際に、片言隻句をとらえて刑事罰を科されるということがあり得るという話である。

京都朝鮮学校事件その他の色々な事件において、警察対応についてあたかも街宣活動やデモの方を守っているといった批判があったが、そういったことを踏まえると、同じように規制した場合にそれが逆に用いられるということは決してあり得ないことではないと考えている。

このように、広くヘイトスピーチを規制しようとするれば、それが濫用されて正当な表現が規制されるという危険については、決して過少評価すべきではないと考えている。濫用の可能性という話が出ているが、現在の法執行者が適正に執行できるとして

も、その後、将来までそうであるとは限らない。権力の濫用というものは過去の話ではなく、現在でも起こり得る話であり、ヘイトスピーチ規制に限って将来に渡って適切に適用される、運用されると考えるのは少し危険だと考えている。そのため、規制的施策、刑事罰については、濫用の可能性をギリギリまで避けるため定義をかなり限定せざるを得ないということになる。

ヘイトスピーチ解消法の2条の定義はかなり広いものとなっているが、この法律は非規制的な理念法であるため、問題ないと考えられている。また、この法律は、地域の実情に合わせて対策を取ることを求めており、そのために条例で刑罰を定めるのであれば、地域の実情に合わせたかなり限定的な定義をする必要があると思う。そうすると、極めて悪質なもののみを規制対象とせざるを得ないと思う。

極めて悪質な一部を規制するだけで良いのではないかと批判もあるが、これに対しては、社会心理学の研究によると、例えばTwitterのようなSNSにおける差別的発言のうち少なくない分量がプレゼンスが極端に高い一部のアカウントによってなされていたということも言われている。そうであるならば、その一部を規制することも意味があるかもしれない。ともあれ、ここまではあくまで憲法適合性の話であり、他にも政策的な考慮も必要になるかと思う。

相模原市の現状について師岡先生のお話があったが、本当に刑罰を科す条例が必要なのかということは考える必要があると思う。川崎市の場合はマイノリティ集住地域があって、そこでの状況を見れば刑罰が必要だという判断、いわゆる立法事実が存在するという判断はよくわかる。相模原の現状については、先ほどお話があったが、それを前提に濫用の危険やそういったリスクを踏まえてどこまで刑事罰を科すのか、あるいは科さないのかというのを考える必要があると思う。

それに対し、非規制的施策というのは濫用の可能性も小さいと言われている。また、基本的には定義を厳格に限定する必要がなく、広い範囲のヘイトスピーチあるいはそれ以外の差別に関するもの等様々なものを対象とすることができるという点にメリットがあると考えている。また一般的に刑罰等の場合は反発が起きたり、マイナス効果として、例えば思想を弾圧されたと認識されてしまうとやはり反発も多いと思う。また、法廷が意見開示の場となってしまいうということもあると思う。刑罰等はそういったマイナス効果も指摘されており、それに対して、ソフトな手段である非規制的施策だとそのようなマイナスの効果も少ないとも言われている。

この非規制的施策の一つとして、いわゆる政府言論と言われるものがある。政府というものは、表現を規制する主体ではなくて自らが表現者になることがある。これは本日の冒頭でお話ししたが、憲法が個人の思想や表現の保護を保障しているため、政府が規制主体となる場合には、政府は表現の特定の内容、あるいは特定の観点に着目した規制をすることは原則として許されていないと考えられている。これに対して、政府が表現主体となる場合、自ら表現する場合にはそのような観点中立性というのは求められていないと言われている。むしろ政府は自らの立場を明確にすることが求められているわけである。つまり、政府が規制主体ではなくて表現主体となる場合には、特定の観点に立って表現する事ができるということである。そのために、表現の自由との対立を避けつつ、ヘイトスピーチへの対策を講じることができるとい

になる。

また、非規制的施策というのは、憲法上の問題を回避できるだけでなく、政府がヘイトスピーチは許されないという意見を表明することによって、市民がヘイトスピーチをより慎重に扱う環境を作ることになったり、標的となった人々をエンパワーメントするという効果がある。また、ソフトな手法なので、バックラッシュが少ないであろうということなどが、この非規制的な手法のメリットとして指摘されている。

非規制的施策としてどのようなものがあるかについても、少しだけお話をしたい。まず、政府言論というものであるが、行政による声明というのが考えられる。行政、例えば市長であるとか市役所の担当課などがヘイトスピーチを批判する声明を出すことによって、ヘイトスピーチを許さないという空気を作っていくことができると言われている。このような一般的な啓発は既にされているが、それだけではなく、具体的な事件が起きた場合にそれを批判したり、あるいは街宣活動・表現内容に誤りがあったりする場合などには、それを否定する声明を出すといったことが考えられる。あるいは、この街宣活動の内容に明確な誤り、デマがなかったとしても、差別を助長するような内容があった場合には、それに対する市の見解を表明するということが考えられる。街宣活動の内容には、色々な事実誤認、デマといったものがあり得、また、それを信じてしまう人もいる。

前任校でヘイトスピーチに関する授業をやった後に、学生からアンケートをとったところ、そういったことを信じている学生もいた。そういったものを信じてしまう人がわざわざ事実を調べて考えを変えることを期待するのではなく、行政が能動的にそれを訂正する声明を出すことが必要なのではないかと考えている。

多くの自治体でヘイトスピーチに関する情報をホームページに載せたり、あるいはYouTubeなどに動画をアップする、ビラを配るなど様々な方法で啓発活動を行っているが、このようなやり方で市民に十分届いているのか、一部の人にしか届いていないのか、という問題がある。つまり、ヘイトスピーチは許されないという社会規範をどうやって作り上げていくのか、ということが重要になると思っており、その意味で、今述べてきたこの声明というものをどうやって多くの市民に届く形で表明するのかということが課題になる。

相模原市のアイデアの中に、ヘイトスピーチをなくしていくという市の姿勢に賛同する団体を人権配慮団体と認定するといったことがあった。私は、このやり方は良いと思っている。ヘイトスピーチから少し話が変わるが、例えば福岡県が暴力団の排除のために暴排標章というものを配布して、飲食店などに掲示するというをやっている。それに近いイメージだろうか。もちろん街宣活動と暴力団の問題を同じように考えているわけではないが、狙いとしてはそれに近い形で認定して、それでたとえば標章を掲示する等といったことを通じて社会規範を作っていくということが考えられる。

他には、これまでも色々やってきていると思うが、啓発活動や教育活動をより充実させていくこと、あるいは大阪市や川崎市がやっているような事実の公表というのが考えられる。あるいは、市が私企業と契約する場合、反ヘイトスピーチ教育プログラムを行うことを条件とする、助成金を出す際に何らかの条件を課すということが一

定程度可能であるという意見もある。助成金に関しては、条件次第で違憲になり得るという主張もあるので、どこまでできるかというのは難しいところである。

他にも様々な手法があり得るが、ともあれ官民一体となってヘイトスピーチは許されないという社会規範を作っていくということは重要であり、そのうえでそれだけでは対処できない一部の悪質なものに限って規制することはあり得ると思っている。

このたび条例を制定されるということだが、先ほども述べた行政による声明を条例という形で明確にすることは、ひとつの強力なメッセージになると考えている。ヘイトスピーチ解消法もそうであるが、よく、罰則のないものは意味がないといった批判もあるが、こういった「許されない」と政府あるいは市が考えているということを条例という形で明確にするというのはひとつの強力なメッセージになる。その限りでは、ヘイトスピーチ解消法なども重要な意義があると私は考えている。またその中で、ヘイトスピーチについて漠然と「許されない」と言うだけではなく、なぜ許されないのかを明確に示すということも重要かと思う。

また、先ほどの師岡先生のお話でも解消法2条の定義では何がヘイトスピーチなのかかわからないという話があった。元々ヘイトスピーチというものは非常に曖昧な概念で、たとえば「出ていけ」という表現と「死ね」という表現、「殺すぞ」という表現はかなり違うものである。規制するとしても、その保護法益は異なるものであると言える。

このように、ヘイトスピーチというのは非常に漠然としたものなので、相模原市の実態を踏まえて何が許されないヘイトスピーチなのかを条例で明確にするということもひとつのメッセージになると考えている。解消法は地域の実態を踏まえて対策をとるように求めており、それに沿ったものであるということもできる。

問題は、このようなやり方の成果を計ることが難しいという点にある。そこで、色々な非規制的な手段を用いて対応し、どのような手段が効果的であるかを計り、それを踏まえて施策の見直しを図っていくというプロセスが重要になる。それを繰り返していると、相模原市はまさに全国のモデルとなる条例を作ることができるのではないかと私は考えている。そのために行動科学など色々なものの知見を用いたりすることが重要かと思う。

また、被害者の救済という観点からは、人権条例、人権法というものによる統制というものが考えられる。和解と調停を主目的とした行政手続を設けるもので、色々なやり方があるようだが、例えば被害者救済のための助言・斡旋・調停等を行う、調停等による人権侵害事案の解決を目的とした人権委員会を設けるなど、被害者の救済に焦点を当てるといったやり方だと思う。こういったものも必要だと思う。

これまでお話してきた手法というのは、刑事規制と異なり、広い範囲のヘイトスピーチ、あるいはヘイトスピーチに限らず色々な差別事案を対象とすることができるため、刑事規制を設けるか設けないかといった議論に関わらず必要であると考えている。このように具体的な非規制的施策を用いることによって、一般的にヘイトスピーチを減らしていくと。悪質なものがあって、どうしても必要な場合に刑事規制を設けるというやり方がベストではないかと考えている。

私の話は以上である。

(矢嶋会長) 桧垣先生がおっしゃった非規制的な手法について、以前、この審議会でも議論を深めていく必要があるという話が金子委員から出ており、審議会全体の共通認識でもあったので、お話を伺えて良かったと思う。皆様からご意見・質問等はあるか。

(金子委員) この種の条例をどのように作っていったらより効果的なのかということについて、桧垣先生のお考えを教えてください。川崎を端緒として、刑事規制的な条例が全国に広まっていく方がよりヘイトを冷やしていくことができるのか。それとも先生がおっしゃったような非規制的施策で、政府言論などを用いた条例が広がっていく方が、よりヘイトを効果的に抑止していくことができるとお考えか。どちらのほうが条例の広がり方として効果的だとお考えか。

(桧垣准教授) 私は、刑事罰というのは確かに効果的かもしれないが、それで抑えつけることによって反発も多いと考えている。一部のそういった人がいると思うが、それよりは、それを聞いて感化されてしまうようなことを防いだりする意味で非規制的施策というのは必要で、そういった社会規範を作り上げていくという方が大事だと私は考えている。その意味で、この非規制的施策をむしろ全国的にその場の実情に応じてやっていくというのが大事かなと考えている。その上でも、どうしても必要だと判断した場合には、その自治体で罰則を設けるということもあると思うが、それは後の話だと私は考えている。

(金子委員) 質問というより私の経験談になってしまうが、「ヘイトスピーチ許さない」という法務省の黄色いポスターが某県庁の周りに何十枚か何百枚か貼ってあり、それはかなりの政府言論として、アピール力はあったと思う。そういったことを桧垣先生のお話を聞いて思い出した。

(桧垣准教授) 似たような話であるが、ある高校に模擬授業に行った時に、その高校にも貼ってあって驚いた。色々な人の目に入るということは大事だと思う。

(工藤委員) 今日は貴重なお話を聞いて大変参考になった。一つお聞きしたい。条例については、それぞれの自治体の置かれている状況によって中身がだいぶ違ってくると思う。非規制的施策だけ出して、それを全国展開しろということではなく、それぞれの自治体の事情があると思う。特に相模原市の場合、さっき師岡さんも言っていたように、被害の実態がかなりある。神奈川新聞を見てみたが、9月までで11回くらい報道している。被害の実情だとか、ヘイトスピーチをどうするかとか、その解説だとか。相模原市にヘイトスピーチが全くないというわけではなく、あるということを前提に我々は話をしている。

それと、非規制的手法をまずやるというのは僕も賛成である。ところが、相手がなかなかそこに収まってこないという場合、川崎の例もそうであるし、相模原でもそうであるが、当のヘイト集団については、やはり規制があろうがなかろうが法の網の目をくぐっていろいろな宣伝をしたいとして、それぞれヘイトスピーチの中身が出てくる、ということである。ある面ではそういうことを目的としている集団である。それをどう抑制していくのかということである。非規制的手法で抑制されればもちろん十分であるが、桧垣先生もさっきおっしゃっていたが、それ以外、それプラスで延長線上にどうしても抑制ができないところについては、一定の方向性、刑事的な規制方法も考えるべきではないのかと思う。先生も先ほど極めて悪質なものについては考える

と言っていたので、そういう理解でよろしいか。

(桧垣准教授) おっしゃる通りだと思う。私も刑事罰を必ずしも否定するものではない。どうしても抑えられないものについては、一定以上で必要だと思う。ただ、私は相模原市の実態を詳細に存じ上げているわけではないが、被害の実態が多いかどうかをどう評価するかというところもある。どのくらい実態があったら刑罰を科すかというのは非常に判断が難しいかと思う。ただ川崎市と比べると少ないということを伺っており、どこまで必要かというところは、それぞれの市のご判断もあると思う。

あとは、非規制的施策でどうするかという話であるが、一部の何を言っても聞かないという人はともかくとして、それを聞いているうちに影響を受けてしまう人を減らすということが必要である。刑事罰を入れると確かに減るかもしれないが、反発もどうしても広がっていくものである。一部の悪質なものを聞いて、それに影響を受ける人をまず減らしていく。それは非規制的施策で可能だと思う。それによってそういった集団に感化されるものを減らしていったら、社会的に許されないという空気を作っていくということが大事だと思っている。

(金委員) 質問などではないが、ヘイトスピーチという括りの中で、これを個人の問題として考えて欲しくないと考えている。これは社会全体の問題であり、マイノリティの色々なセクシャリティの人や、色々なことに当てはめられるものである。まずヘイトスピーチを許す、どこかで許す、また市民の考え方を変えるということをする、他人を傷つけても許されることがあるという社会を作ってしまうのではないかと少し懸念を持っている。

被害者になる可能性のある人を99%予防する方法を考えて構築したとしても、残る1%が攻撃対象に対して無力なら、やはりヘイトスピーチやらこういう力関係は根絶できないと思うので、予防したいならその可能性のあるパワーに働きをかけて、やっていくしかないと思う。その働きかけは今当面の問題ではなく、未来を見据えたものでないと効果がないと思う。

私の家のポストにも、DVDが入っていた。「朝鮮DVD」と書かれていたので、近所の方が、私が韓国人だと知って歴史物語のDVDを送ってくれたと思っていた。家に機械がなく中身を見ていないが、もしこれがヘイトスピーチ団体から送られたものだったらやはり怖い。私が知らないうちに相手に特定されている。電車のホームでいつ突き飛ばされるかわからない。私の夫は自由に歩き回って大丈夫なのかと、今から私は心配して生きなければならないと思っている。

直接何もされなくてもDVD以外にもある。今までいろんな対象にされて当事者であった方々が本当に安全で安心して生きる社会になるべきではないのかと、その1%の可能性までもやっぱり根絶するというのを、私たちがここで議論をして作らなければならないのかなと思う。

(桧垣准教授) 社会の問題であるというのもおっしゃる通りだと思う。私もその点はそうだと思う。その意味で社会をどうしていくかという点で、非規制的施策でそういった規範を作っていく。抑えつけるとどうしても反発が出てしまう。例えばヨーロッパでもヘイトスピーチが禁止されているにもかかわらず、色々な集団が出ているのか、あるいは極右集団がある程度票を取るといったことが起こっている。社会全体と

して、そういったことは許されないという空気を作っていくということが必要ではないかというのが私の主張である。

(辻委員) 規制対象の定義規定について、一つ伺いたい。例えば障害者やLGBTも加えていくとする。それに対するヘイトスピーチといったときに、条例に定義規定が必要かと思う。手続規制をかけていくことで、絞り込みをかけていくのだろうと思う。桧垣先生は、人権委員会を設立して、斡旋や調停を行うということをおっしゃっている。川崎市の条例とかを見ると、審査会があって、調査権限・意見を述べる場がある。そうすると、そういったヘイトスピーチを行っている団体がそのような場で意見を述べられるので、反発を抑えられ、あるいは話し合いの場を設けるといったところがあるのだろう。その際に川崎の場合は最終的な手段として処罰が待っている。

相模原市でも人権委員会というのを設置して、意見を交換させて、相模原市のあるべき姿をそこで議論するという事はわかるが、その構成や、手続というのは、斡旋や調停の手続を参考にするのか。それとも、プロバイダ責任制限法のようにメッセージを送ってしまって、有無を言わず何らかの強制的な措置を取るのか。その辺りはどうか。

(桧垣准教授) これも色々なやり方があるって、実情にあわせて設定していくということになると思う。基本的には中立的な機関を作って、有識者や実務家といった方々に委員になってもらって、そこで斡旋・調停といったやり方でやるということかと思う。その先にサンクションがないと実効性がないのではないかというのをおっしゃるとおりだと思う。たとえば、大阪市の条例は公表という制度を採用しており、実質的にある程度サンクションに近いものだと思う。そういったものもあり、この辺りは実情に応じて判断するということになると思う。

障害のある方や性的マイノリティの方も含めた場合についてのご質問に対しては、やはり人種差別的なヘイトスピーチというのと、障害差別であるとか性差別というものの差別的言動は、やはり性質が違うので一緒くたに作るべきではないと思う。それに合わせた定義というものがどうしても必要だと思う。それを具体的にどうするかというのは、特にアイデアがあるわけではない。ただそもそもヘイトスピーチというのが漠然としている。かなり広いものを含んでおり、何を基にしてヘイトスピーチというのかも違うので、きちんと分けたうえでどうするかというのにも必要だと思う。

(工藤委員) 桧垣先生がおっしゃったように、非規制的手法というのはとても大事だと思う。まず自治体として何が出来るのかということについてしっかりと議論して、それに立っている取られると思うので、まず第一に大事だと思う。プラスして、どうしても確信的な集団に対しては、制限が必要なわけではないのか、ということである。僕は、その集団に対する規制があって、集団の行動が制限される、ヘイトスピーチをやめさせるということがとても大事なことだと思う。そのことが今被害を受けている人の救済にもなるので、対立するものではなく、二つを組み合わせる形で物事を考えたらいいのではないかな。

もう一つ、東京弁護士会が人種差別撤廃モデル条例案を出しているが、それについてご意見があったら伺いたい。

(桧垣准教授) 後者については詳細を読んでいないので、特にこれといったものはない。ただ

一般論としては、東京弁護士会のモデル案というのは非常に良いものかなと思っている。それを踏まえて各地域でどうするかということやどうするかということになると思う。

前半のご質問については、私も必要に応じて規制的な施策と非規制的な施策を組み合わせることはあり得ると思う。先ほども申したように、規制的施策というのは確かに被害者の救済という意味では非常に実効性があるもので、これは大事だという意見も非常によくわかるが、しかしながら規制的施策というのはリスクがあって、逆効果になってしまうということがあります。

例えば、名誉毀損罪が公民権運動の弾圧に使われたということがあったように、差別反対と訴えていく運動が、そういった規制法によって弾圧されるという可能性もあり得なくはない。

もちろんここにいる方はそういったことをしないとは思いますが、将来に渡ってそうだとはいえない。ヨーロッパやアメリカのように、日本でも排外主義を唱える政治家や極右政党がある程度支持されるようになった場合に、差別反対運動が取り締まられるというシナリオは、あり得なくはない。その意味でも慎重になるべきだと私は申し上げている。

確かにそういった実態があるのに、何もしないのはどうかというご意見もよくわかるが、それを踏まえても反発のリスクをどう考えるかということ是非常に重要なことだと考えている。

(師岡弁護士) 今のお話を聞いて、桧垣さんのおっしゃることはよくわかるが、川崎市の条例のようにあそこまで限定した規制の仕方で濫用がされるのか。名誉棄損や一般的な刑事規制の条項は、既に市民運動に対する弾圧に悪用されているが、それと絞りに絞った差別に限定した規定の仕方で濫用の仕方があると一般的に歴史的に比較されるのはちょっと誤解が生じるのではないかと考えている。

(桧垣准教授) 川崎の条例は非常によく限定されていると私も思うが、師岡先生もおっしゃったように定義が曖昧ということもあるし、どれだけ限定しても無理やり濫用しようと思えばできる。通常の執行者がそういったことをしない場合でも、例えばトランプ大統領のトラベル・バンのように合憲性が疑われるような大統領令を発令する人は登場し得る。結果的に無罪になるとしても、起訴された場合の負担等を考えるとあり得なくはない話である。そこを踏まえて慎重にという程度の話であって、決して否定するわけではない。

(師岡弁護士) 私も同じ懸念で、それで川崎の条例というのは、人権機関をかませている。その時々市長の恣意的な運用にならないようにということで、そういった歯止めもあると思う。

(辻委員) 最後であるが、条例の立法技術という面で質問したい。相模原市はLGBTも障害者も込みでと言っているが、ヘイトスピーチ条例を独自に作った方がいいとお考えか、それとも今のようにLGBTも障害者に対する差別も含めてやった方がいいのか。これは立法技術として。これは、お二人に伺いたい。

(桧垣准教授) まず何を目的とするかということである。まず、ヘイトスピーチが特に酷いのでそれをどうにかしたいという目的であれば、もちろんそれは別に作るのも一つの

アイデアだと思う。その方が条例も作りやすいと思うし、良いと思う。しかし、包括的な差別禁止と、ヘイトスピーチに限らず差別は許さないといった社会規範を作っていきたいという話であれば、包括的な方が一つの問題として理解されるという点でいいかと思う。

(師岡弁護士) 私は川崎市の条例というのは一応包括的なもので、ヘイトスピーチについてだけ特別な規定を設けているというやり方であるので、あの方式をたたき台にすればそのほうがより良いのかなと思っている。あと時間的な問題というのも、川崎市の条例のモデルをたたき台にして、定義をもう少し明確にするとか、第三者機関を膨らませるとか、そういうやり方でやっていけば時間も稼げるとしている。

(矢嶋会長) どうもありがとうございました。それでは、師岡弁護士と桧垣准教授にはご退出いただく。

## 2 ヘイトスピーチについて

(矢嶋会長) これまで、参考人の方々のお話をお伺いした。ヘイトスピーチの対応について、ここで意見交換をしたいと思うがいかがか。

(岩永委員) 私の専門は、女性支援である。最近、小田急線のなかで女性に対するヘイトクライムがあったということをご存じだと思う。さきほど両先生方が、包括的なものも必要だし、本当に悪質なものには刑事罰・罰則規定を作るとおっしゃっていた。正直に言うと、小田急線の事故みたいだと、本当に刑事罰になってしまうので。ハラスメントの凶悪なものみたいなものには、やっぱり規制が必要なのかなと考えた。まだ、刑事罰を作った方がいいのかどうか、私の中では結論が出ない。

(金子委員) 今後の議論の進め方ということだが、今日、桧垣先生のお話を聞いて、非刑事的な規制というものの在り方がだいぶ整理されたと思う。刑事規制については、これまでずっと議論してきたところである。事務局に市として何ができるのかというメニューとして、こういうことが条例に盛り込まれるのではないかというようなものを示していただいて、我々の中で精査し、ピックアップしながら条例の中身をこういうことを市にはやってもらいたいというような答申を書いていくという、条例の中身を少し具体的にこれからは議論していった方がいいと思う。

また、一つの案。例えば刑事規制を入れるのか入れないのかという、一つの案に決めるのではなく刑事規制を入れるとしたらこういうものになるだろうし、まずは刑事規制なしで考えていくならこういうものになるだろうと、いくつかのバリエーションを持って考えていくのもあると思う。

もちろん最終的にどこかに集約するかというのはまだわからないが、具体的にどういふ答申を作っていくのかという中身を個々に考えていった方がいいのではと思う。

(金委員) 私も金子先生の意見に賛成する。前回も金子先生はこのような刑事罰を入れる・入れないという意見をずっと言ってもまた同じようになると言っていた。まだそういう議論ではなくて、これからは何か案を示してもらい、私たちが精査していく、プラス・マイナスしていくことをしなければならぬと思うようになった。しかも師岡先生の資料をいただいて、相模原市役所の皆さんは怠け者だったのではないかと思った。それぐらいは前もって出していただいても良かった資料である。私たちが勉強を

して、そのような川崎条例があると、もちろんこちらで調べて読むが、それぐらいは出すことは今までできたはずである。事務局で出しても良かった資料を師岡先生に出してもらったということで残念だと思うので、これからもう少し頑張っていたきたい。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員から、ひとつは事務局に具体的なメニュー等を用意してもらおうということと、それから、今回話題になっている非規制的手法というところを巡って、答申案の中でどうするのかということがお話にあった。事務局から何かこの件に関して発言はあるか。

(事務局) 今までも、こういうことならできるから、こういうことを議論していただきたいというもので審議をしてきたものではない。今、皆様にご審議いただいている中でお話していただいているなかからこういう風に、たとえば救済機関は充実するべきだとか、インターネット上の人権侵害等々もご要望のこういう風にした方がいいというのも以前お話をいただいている。そういったことを答申としては具体的に入れていただいて、そういったものの中から最終的に条例をどのような形で仕上げていくのかということになってくる。こういう施策はどうでしょう、というところで規制的手法だったり非規制的手法というのは、他自治体であったり、考えられるものは資料3の中でも示させていただいている。それ以外のところでもみなさんから是非積極的にご意見をいただければと思っている。

また、金委員から資料が不足していたのではないかとご指摘いただいた。至らない部分はあると思う。ただ、川崎市等の条例や他自治体の施策については、以前いくつかお示しをさせていただいた。足りないものがあれば随時、ご指摘いただければ対応はしたいと思う。

(工藤委員) 今回の話は、前回の審議会でかなり議論になったところである。会議録を見ると20ページくらいになっていて、それを受けて今回のヒアリングとなった。ヒアリングの中で出ている意見も前回の審議会の中で相当出ている。意見はだいぶ出尽くしたのかと思う。あとは具体的にどうまとめるかということの中身だと思う。その関係で言うと今日の資料2の2pと3p、4pでいろんな手法があるということが述べられている。これが一つ参考になるかなと思う。

僕の意見としては、まず相模原市の実態はどうなのかということをおもきちんと把握することはとても大事である。それは師岡さんが言われたことだと思う。それに立って何をするか。人権条例を作るに当たって、人権条例は総合的な条例だと思っている。ヘイトスピーチのみ取り上げられてヘイトスピーチについての集中的な議論をしていたが、これから全体でどうしようかという話をすると思う。

すなわちヘイトスピーチということで言えば、きちん実態を把握する。ヘイトスピーチをなくすことに反対する人は、特にこの審議会の中でいないと思う。抑制する方法をどうするかということで議論になっている。なくすという前提に立っての議論になっていると思う。

桧垣さんの話にもあったとおり、色々な方法があり、まず第1段階としては教育啓発をしっかり積むことが前提だと思う。第2段階として、行政が何をするのか。非規制手法をしっかりやる。それは、政府言論、自治体言論と言うべきところなのか、市

長が声明を出したり、宣伝カーを出して色々市民に宣伝する。それを含めてできると思う。行政として行政処分も含めて可能な限りの施策を行う。

それでもやっぱりどうしても被害者が増えていて、実態がまだある、そういうグループがいるということであれば、第3段階として刑事罰が必要なのではないか。これらを一体のものとしてとらえ、全体でこういう流れを作って、そのなかで考えていったらどうなのかと思う。

もう一つは、人権委員会を作ることは大賛成である。全体の人権差別・人権課題について、まず救済するには何が必要なのか。人権委員会にとっても大事だと思う。ヘイトスピーチについても、色々な機関が必要だと思う。事務局だと無理だから、専門機関を作らなければいけないと思うので、そこをリンクさせていくと思っている。そんなことも少し考えたらどうか。

(矢嶋会長) 今後の進め方についてだが、ヘイトスピーチに関しては何度も議論を重ね、今日はヒアリングもした。今後、答申案を作るというところに来ているかと思う。皆さまがおっしゃって下さったように、包括的な禁止条例の提案にするのか、非規制的な手法にするのか、又は規制的な手法にするのか、重要な論点は様々あるとは思う。

皆様の意見を尊重しながら答申案を作成していくことになると思うが、具体的な作業手順としては、まず事務局に工藤副会長と私に相談をしながら、答申案を作成していただき、その後、その案を踏まえて答申の内容について、次回以降議論をするということにさせていただきたい。

(金子委員) 進め方は、今、おっしゃった通りで良いと思う。今回出していただいた資料の中で様々なヘイトスピーチの対策が掲載されているが、今日桧垣先生から色々教えていただいた政府言論の話や、人権配慮団体を認定していく、私企業の契約の条件化についてはこの資料には載っていないので、そういった桧垣先生のお話は、具体的な施策の内容として取り込んでいただいて、可能性としてそういったことがあるというのは具体化して行っていただきたいと思う。

それから一点、ずっと気になっていることがある。以前、片岡委員から、障害者団体としては、障害者差別解消条例は単独のものとして作ってもらいたいということでもずっと運動を進めているので、総合的な差別解消条例についてはあまりウェルカムではないというようなご意見があった。その辺、各当事者団体・支援者団体との調整は今後どういう風にしていく予定なのか。

当事者団体・支援者団体それぞれご意見があるとは思いますが、この審議会だけで決められることでもないと思うので、そのあたりのヒアリングなり調整なりというのは、どう考えていけばいいか。

(矢嶋会長) 重要なご指摘だと思うが、事務局はこの点についてはいかがか。

(事務局) 以前に個別でのご意見を賜っていることは承知をしている。それぞれの団体とこの審議会ですべき今現在の答申に当たってという作業自体では、あらゆる差別という部分について今審議を進めていただいている。障害者に関するその団体の部分について、改めてヒアリングをして作業を進めるというよりは、当課のほうから関係部署を通じながら情報提供をしていくであるとか、そういったやり方になっていくのかと思っている。

(矢嶋会長) あくまで包括的、総合的な条例を作るということで、あえて障害に対する差別を除くということではないということによろしいか。

(工藤委員) これからどういう答申案を作っていくのかという中身に入っていくと思う。全体的な総合的な条例になると、差別や人権侵害について明確に課題があるのかということが必要である。それに立ってどれをやっていくということクリアしていく必要があると思う。国の法律として、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、障害差別解消法がある。その関係団体と連携を取って、意見を聞きながら進めていく方がいいと思う。僕は単独で出来るならそれに越したことはないと思う。障害者差別禁止条例は、それはそれでとてもいいと思うが、どうリンクしていくのか。そこについては、どういうやり方をしていくか議論した方がいいと思う。

(事務局) 先ほどの桧垣先生からお話があったことも資料に盛り込んだほうがいいというお話があったが、資料3の4pのイのところの市民意識を変えていくところの施策ということで、政府言論を利用した声明、人権配慮団体としての認定といったものを載せている。市が契約する私企業の研修までは載せていないが、全く載っていないわけではないということは申し上げたい。

(辻委員) 専門家として言わせていただくと、政府言論について、あまり強調しない方がいい。桧垣先生は、ヘイトスピーチを許さないというメッセージを自治体として述べるべきだとこう言っている。そこがお話を伺っていると(桧垣先生のお話の理解が)行き過ぎているように思う。

その後、副会長がおっしゃったような規制対象のつり合いについて、観点的に中立なのかとか、LGBT等はどうなのかという条例の制定の技術として難しい問題が出てくる。政府言論という言葉だけ一人歩きしているような気がしたので、そこだけは桧垣さんの為に申し述べたい。

(金委員) さっき、市役所の皆さんは怠け者ではないかと言ったことで、皆さんに電気が走っているのではないかなと思うが、師岡弁護士の資料のなかで、相模原の実例ぐらいは市役所でしっかり出してもらっても良かったのではないかと個人的な意見を申し上げたまでである。一生懸命になさっているのはわかるが、くれぐれもあまり中立とか何か控えめなものにしないで、真実をちゃんと調べて提示してもらいたい。

(矢嶋会長) それでは全体的な進め方について、先ほどご提案させていただいたような形で事務局に答申案を作ってもらおう。その際には工藤副会長、私等に相談をしながら作っていただいて、次回にその答申案を示していただいて議論をする。この進行自体については皆さんご了解いただけるか。

それでは、ご了解いただいたのでそのようにさせていただきますと思う。

(事務局) 皆さんから貴重なご意見沢山いただいたので、会長・副会長に相談させていただきながら、ヘイトスピーチについて答申案を作成していきたい。

また、条例の制定についてご審議していただき、それらを踏まえた中で全体の答申案について議論いただければと思うのでよろしくお願ひしたい。

以上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		欠席
3	かた おか か よ こ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席